

諮問庁：独立行政法人工業所有権情報・研修館

諮問日：平成27年2月25日（平成27年（独情）諮問第8号）

答申日：平成29年3月23日（平成28年度（独情）答申第93号）

事件名：特許電子図書館の廃止等に関する特許庁との合意と特許庁が特定会社に委託していた最適化施策との関係に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「JPOとINPIITは、『平成22年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、INPIITが、新たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したようであるが、この合意と特定年月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策との関係に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月11日付け20141113情館002により独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

特許庁と特定会社が契約締結した「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」も「新たな特許情報提供サービス」であるJPLATPATも共に産業財産権情報に関するペーパーレス計画の一環であり、常識的に考えて無関係とは考え難い。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

##### （2）意見書

特許電子図書館を廃止して特定会社の最適化計画の完成・実行により、特定会社の最適化システムにより産業財産権情報を提供する旨の当初の想定があったと推察される。ところが、実際は、特定会社の最適化計画は特定年月に失敗し、この当初の想定に狂いが生じた結果、特定会社の最適化システムに代わってJPLATPATを新たに創設したと推察で

きる。この点、理由説明書において「特許庁と特定会社が契約締結した『業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発』は、平成16年に策定した『特許庁業務・システム最適化計画』に基づくものであるが、この新事務処理システムの調達範囲は、出願及び中間手続の受付から方式審査、実体審査、権利の登録、公報発行並びに審判に至るまでの基本的に全ての手続と申請人登録や料金関係等に関係する事務処理システムの設計・開発であることから、そもそも新たな産業財産権情報提供システムの設計は調達範囲に含まれていない。」旨記載されているが、この文章は矛盾した事実関係が含まれている。すなわち、上記のごとく「基本的に全ての手続と申請人登録や料金等に関係する事務処理システムの設計・開発である」なら、合理的に考えて、産業財産権情報提供サービスの設計も調達範囲に含まれているはずである。したがって、特許庁と特定会社が契約締結した「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」の調達範囲に産業財産権情報提供サービスの設計が含まれていないか、今一度確認していただきたい。上記した特許電子図書館を廃止して、特定会社の最適化計画の完成・実行により、特定会社の最適化システムにより産業財産権情報を提供する旨の当初の想定に関する文書や特定会社の最適化システムに代わってJPLATPATを新たに創設した経緯に関する文書を開示していただきたい。

また、特許庁の最重要政策である産業財産権情報提供サービスに関するこれらの経緯は、議事録を作成し永年保存されるべきものである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

処分庁は、平成26年12月11日付けで、本件対象文書について、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

特許電子図書館を平成26年度中に廃止することについては、同22年12月7日の定例閣議において「『独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針』について」が決定されたことを受けてのことである。この閣議決定を踏まえ、「特許庁業務・システム最適化計画」改定版（同25年3月15日）において「情報・研修館における特許電子図書館に関して、現行の特許電子図書館について同22年12月の閣議決定を踏まえて対応する。」という旨記載されているとおり、特許庁と情報・研修館が共通認識の下、特許電子図書館は同26年度中に廃止するものである。

また、情報・研修館が新たな産業財産権情報提供サービス（J-P l a t P a t）を構築することについては、特許庁業務・システム最適化計画に関する意見募集に対する御意見及び回答（平成25年3月15日）にお

いて、「同22年12月の閣議決定の主旨である効率化を図ることに十分に配慮しつつ、特許庁は、インターネットを通じた産業財産権情報の提供サービスを切れ目なく実施してまいります。」と公表されており、ユーザーからの「特許電子図書館においては、同22年10月に行われた特許特別会計事業仕分けの対象となり、同22年12月閣議決定により同26年度中に特許電子図書館を廃止する決定がなされたと理解しています。特許電子図書館が廃止されるのであれば、同26年度までに特許等の検索等を行うことができるなど、少なくとも現在の特許電子図書館と同様の機能を有する代替のシステムを構築し、誰もがいつでもどこからでも無料で利用できユーザーにとって使い勝手のよい産業財産権情報の検索・閲覧サービスを提供していただきたいと思います。」などの高いニーズを背景に、特許庁と情報・研修館は、産業財産権情報の提供を主要業務の一つとしている情報・研修館が新たな産業財産権情報提供サービス（J-PlatPat）を実施することについて合意した。

一方、特許庁と特定会社が契約締結した「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」は、平成16年に策定した「特許庁業務・システム最適化計画」に基づくものであるが、この新事務処理システムの調達範囲は、出願及び中間手続の受付から方式審査、実体審査、権利の登録、公報発行並びに審判に至るまでの基本的に全ての手続と申請人登録や料金関係等に関係する事務処理システムの設計・開発であることから、そもそも新たな産業財産権情報提供システムの設計は調達範囲に含まれていない。

よって、特許庁と情報・研修館間の合意と特定年月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策とは直接関係するものではないため、本件対象文書は存在しないのである。

### 3 結論

以上のとおり、本件対象文書は存在しないのである。したがって、原処分は維持されるべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年2月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年3月3日 審議
- ⑤ 同月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特許庁と情報・研修館は、『平成22年の閣議決定

のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、情報・研修館が、新たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したようであるが、この合意と特定年月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策との関係に関する文書」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に特許庁から情報・研修館に移管された。

イ 本件開示請求書の「平成22年の閣議決定」とは、平成22年12月7日付けで閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）を指すものと解した。

なお、基本方針において、特許電子図書館については、平成22年10月29日に行われた内閣府行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」の評価結果に基づき、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、情報・研修館の事業としては廃止する。」とされ、その実施時期は平成26年度中とされた。

ウ 本件開示請求書の「平成24年1月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策」とは、特許庁が平成16年10月5日に策定した「特許庁業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）に基づき、平成18年12月1日付けで特許庁と特定会社が締結し、後に特許庁情報システムに関する技術検証委員会が取りまとめた「技術検証報告書」（平成24年1月23日）での指摘を踏まえ中断することとなった「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」の請負契約（以下「平成18年請負契約」という。）と解した。

エ 特許庁情報システムに関する調査委員会が平成22年8月20日に作成した「調査報告書」（以下「調査報告書」という。）によると、特許庁においては、最適化計画に基づく新システムの開発について、「開発の効率性等の観点から、主に特許等の事務処理を行う『特許庁運営基盤システム』と実態審査において先行技術文献等の調査を行う『特許庁新検索システム』の2つに分けて開発を行うこととしてい

る。」とのことであつた。

そして、特許庁に確認したところ、当該開発において、「特許庁新検索システム」は「特許庁運営基盤システム」を基盤として動作することから、「特許庁運営基盤システム」を先行して開発することとしており、平成18年請負契約の対象は、「特許庁運営基盤システム」の設計及び開発のみであつて、「特許庁新検索システム」は含まれていなかったとのことである。

オ 特許庁は、技術検証報告書を踏まえ、業務・システム最適化に係る新事務システムの開発を中止し、最適化計画は中断した。その後、特許庁は、平成25年3月15日付で、特許庁システムを刷新し、システム構造の抜本的見直しを進めるとした「特許庁業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画改定版」という。）を作成し、経済産業省のホームページにおいて公表した。最適化計画改定版においては、産業財産権情報の対外提供の強化が実施すべき施策の一つとしてあげられるとともに、「現行の特許電子図書館については平成22年12月の閣議決定を踏まえて対応する。」とされた。

カ 情報・研修館は、「独立行政法人 工業所有権・研修館 平成25年度計画」（以下「平成25年度計画」という。）において、「基本方針及び最適化計画改定版を踏まえ特許電子図書館事業の廃止後に出願人などのユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たなサービスの準備を進める」とし、平成27年3月20日、特許電子図書館のサービスを停止し、同月23日に新サービス（特許情報プラットフォーム（J-Platpat））（以下「J-Platpat」という。）の提供を開始した。

キ 本件開示請求は、特許電子図書館の廃止及び「J-Platpat」の提供（以下、併せて「特許電子図書館の廃止等」という。）と、平成24年1月に中断された平成18年請負契約との間の関係性を示す文書の開示を求めているものと解した。

しかしながら、特許電子図書館の廃止については、平成18年請負契約の中断後も基本方針に基づき、本来の予定どおり平成26年度末に実施され、また、「J-Platpat」の提供については、平成18年請負契約の対象に「J-Platpat」が含まれていない。

したがって、特許電子図書館の廃止等と平成18年度請負契約との間には関係性がなく、本件対象文書は作成も取得もしていない。

(2) 諮問庁から基本方針、最適化計画、技術検証報告書、調査報告書、最適化計画改定版及び平成25年度計画の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)イないしカの説明のとおりであつた。ま

た、特許庁は、平成24年1月に、特定会社に委託していた業務・システム最適化に係る新事務システムの開発を中止し、最適化計画を中断し、その後、最適化計画改定版を公表し、最適化計画改定版に基づき、特許電子図書館の廃止及び「J-Platpat」の提供という施策が進められたという経緯が認められる。しかし、特許庁新検索システムの開発は平成18年請負契約の対象には含まれていないとの説明を諮問庁が特許庁から受けていること及び特許電子図書館は基本方針のとおり平成26年度末で廃止されたこと並びに「J-Platpat」は平成18年請負契約の対象には含まれていないことを踏まえると、本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、情報・研修館において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、情報・研修館において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久